

運 営 管 理 規 程

社会福祉法人 大慈厚生事業会

大慈さくら保育園

社会福祉法人 大慈厚生事業会 大慈さくら保育園 運営管理規程

(総則)

第1条 社会福祉法人 大慈厚生事業会が設置運営する大慈さくら保育園(以下、「当園」という。)の運営管理については、法令に定めるもののほか、本規程に定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 本規程は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)その他の関係法令を遵守して運営することを目的として必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第3条 当園は、大慈さくら保育園と称する。

(所在地)

第4条 当園は、神戸市西区玉津町今津364-61に置く。

(運営方針)

第5条 当園の運営方針は次のとおりとする。

- (1) 子どもの健やかな発育のため、保育、育児支援に努める。
- (2) 社会的な役割を担う。
- (3) 健全な運営を永続的に行う。

(利用定員)

第6条 当園の利用定員(法第43条第1項の利用定員)は、支給認定を受けた児童のうち満3歳未満の者(以下、「3号認定子ども」という。)12人とする。

(提供する特定地域型保育等の内容)

第7条 当園は、保育所保育指針等に基づき、以下に掲げる特定地域型保育(法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。)その他の便宜の提供を行うものとする。

(1) 特定地域型保育

支給認定を受けた保護者に係る児童に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において特定地域型保育を提供する。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る児童に対し、第9条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する延長保育を提供する。

(3) 食事の提供

連携園 幼保連携型認定こども園潤和保育園の調理室で行い、昼食及び午後のおやつを提供する。乳児については、これに加え午前中に1回提供する場合がある。

(4) その他保育に係る行事等

(特定地域型保育を提供する日)

第8条 特定地域型保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除くものとする。

(特定地域型保育を提供する時間)

第9条 特定地域型保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時00分から18時00分までの範囲内で、家庭において必要な保育を受けることが困難である時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から19時分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、家庭において必要な保育を受けることが困難である時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで又は16時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(職員の職種及び員数)

第10条 当事業所に次の職員を置く。

(1) 園長 1名

(2) 保育士 4名（ただし、児童数に応じて法令等の配置基準を下回らない人数とする。）

2 前項の他、必要に応じて職員を置くことができる。

(職務内容)

第11条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 主任保育士

事業所の管理・運営をつかさどり、児童の保育をつかさどる。

(2) 保育士

児童の保育をつかさどる。

(利用者負担額その他の費用の種類)

第12条 当事業所は、特定地域型保育を利用した支給認定保護者から、支給認定を行った市町村が定める利用者負担額を徴収するものとする。

2 当事業所は、前項の支払いを受けるほか、特定地域型保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表1に定める費用を徴収するものとする。

(入園に関する事項)

第13条 福祉事務所の利用調整を経た者を入園させるものとする。

(退園に関する事項)

第14条 以下の場合には、特定地域型保育の提供を終了し、退園させるものとする。

(1) 保育料を3ヶ月以上滞納した場合

(2) 職員や管理者に対して不当な言動があり、園との信頼関係が損なわれた場合

(3) 園あるいは園の職員の指示にしたがわず、園との信頼関係が損なわれた場合

(4) その他、園の運営について重大な支障を及ぼした場合

(5) 保育に理解が得られない場合

(6) 「園のごあんない・重要事項説明書」・契約書に定めた事項を遵守しない場合

(7) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(8) 満3歳を迎える年度を終了したとき

(9) 支給認定保護者が退園を申し出たとき

(10) 保育認定子どもに該当しなくなったとき

(11) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第15条 当園の職員は、特定地域型保育等の提供を行っているときに、児童の体調の急変や事故等の事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は児童の主治医及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要に応じて神戸市に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

2 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

3 児童に対する特定地域型保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 管理者は、非常その他窮迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも毎月1回児童及び職員の避難訓練ならびに消火訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第17条 当事業所は、児童の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、管理者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(文章の取扱い)

第18条 文章は、正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が円滑適正に行われるように処理しなければならない。

(文章の管理)

第19条 文章は常に整理、点検、正しく保管し、重要なものは非常災害に持ち出すことができるよう常に整備し、紛失、火災、盗難に対する予防措置をとらなければならない。

(備えるべき帳簿及び保存年限)

第20条 備えるべき簿冊及び保存年限は別表の通りとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

第12条（費用）

1. 利用者負担以外の徴収金について

| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|--------------------------|-----------------------------|----------|
| スポーツ振興センター災害 共済給付制度掛金 | スポーツ振興センター災害共済給付制度 に係る費用 | 年額 270 円 |

※その他、行事に係る費用、教材費等については、事前に保護者に説明・同意の上、徴収するものとする。

2. 1時間延長保育料月額 4,500 円

30分延長保育料月額 2,500 円とする。但し、市の規程により免除される者を除く。

3. 延長保育登録児以外の児童の保育が、午後 6 時以降に及ぶときは、保護者は下記に定める超過保育料を園に納めるものとする。尚、下記の超過保育料は 1 名分とする。

18 時～19 時 ……………30 分超過につき 500 円

ただし、保育短時間認定の子どもが利用する場合は、各階層区分ごとの保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差額の範囲内となるよう考慮する。

4. 備えるべき帳簿及び保存年限

会計関係（詳細は経理規程による）

- ・試算表・総勘定元帳（保存年限 永年）
- ・振替伝票・帳簿（保存年限 10 年）
- ・証票・領収書（保存年限 5 年）

処遇関係

- ・児童処遇関係（保存年限 園児卒園後 5 年間）
- ・教育及び保育関係・給食関係・衛生関係（保存年限 5 年）